

生命保険料控除が変わります！ 保険の加入や見直し予定の方は確認しましょう！

平成22年の税制改正で生命保険料控除が改正されました。この改正が適用される契約は平成24年1月1日以後にした保険契約が対象となります。(平成24年以降に更新した保険も対象となります。)また、所得税の保険料控除の適用は、平成24年分からとなります。

そのため直接関係してくるのは、平成24年1月1日以後に支払った生命保険契約などを対象とする平成24年末の年末調整や翌年の平成25年に行う確定申告です。

そんな先の話と思った人、実はそうではありません。

平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等

保険料控除区分	保険料控除限度額
① 一般生命保険料控除 (死亡・医療・介護)	所得税 5万円
② 個人年金保険料控除 (年金)	5万円
保険料控除合計(①+②)	10万円

特に保険の見直しや加入を考えている場合、平成23年12月31日までに加入するのと、平成24年1月1日以後に加入するのでは生命保険料控除の取り扱いが変わってきます。



平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等

保険料控除区分	保険料控除限度額
① 一般生命保険料控除 (死亡)	所得税 4万円
② 介護医療保険料控除 (介護・医療)	4万円
③ 個人年金保険料控除 (年金)	4万円
保険料控除合計(①+②)	12万円



改正前、改正後双方の保険契約について生命保険料控除の適用を受ける場合

保険料控除区分	保険料控除限度額		
	改定前契約	改定後契約	改定前・後合計
① 一般生命保険料控除 (死亡)	所得税 5万円	所得税 4万円	所得税 4万円
② 介護医療保険料控除 (介護・医療)		4万円	4万円
③ 個人年金保険料控除 (年金)	5万円	4万円	4万円
保険料控除合計(①+②+③)			12万円

生命保険料控除や介護医療保険料控除などのためだけに保険の見直しをするのは本末転倒ですが、平成23年から平成24年以降にかけてはこの点を考慮しておく必要があります。

(本内容は平成23年4月時点の法令に基づき作成しています。)